

別紙

第7条（短期退職時の手数料の返済義務）

本件業務により採用された採用者が、入社後保証期間内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職したまたは解雇された場合は、乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、退職した当該採用者に替わる人材の紹介を速やかに行う。

2. 乙が甲に対して期間内に当該採用者に替わる人材の紹介ができない場合、甲乙合意のもとに別途覚書の通りに甲に返還するものとする。但し、甲の都合により解雇され、または退職した場合、保証期間内に退職した社員の再度雇用の見込みがある場合ならびに第8条で規定する不可抗力により不就労となった場合はこの限りではない。

3. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。なお、両社の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。

第8条（不可抗力）

不可抗力とは、地震、災害、暴動、事故、就職に必要な在留資格の不許可・不交付等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。

覚書（アルバイト）

雇入れ後一か月未満で退職した場合、退社日を属する月の翌月末までに紹介手数料の **50%** を返還する。

覚書（社員）

入社月を含め12か月以内に退職した場合、退社日を属する月の翌月末までに紹介手数料の **30%** を返還する。